別表第1 (第3条関係)

対象事業	対象経費	支援金額等
(1) テールゲー	事業期間に導入したテールゲートリフターの	導入経費の 2/3 を補助
トリフター	導入経費(取付工賃含む)	(千円未満の端数切捨)
の導入		【上限額】200万円/台
	(注) 道路運送車両の保安基準に抵触する場合は支援 対象外とする。	【上限台数】10 台/事業者
(2) テールゲー	事業期間に実施したテールゲートリフターの	特別教育に要した経費の 2/3 を補助
トリフター	特別教育に係る経費(受講料、教材費)	(千円未満の端数切捨、ただし教材費
操作者の特		(冊子) は百円未満の端数切捨)
別教育	(注1) 支援対象となる受講料とは、テールゲートリフ	種別 上限額
	ター操作者が受講する特別教育及びインストラクタ 一養成講習の対価として支払ったものであり、テキス	受講料 1万5千円/人
	ト代も含む。ただし、受講料に含まれる払込手数料及	DVD 2万円/枚
	び会場までの交通費等は支援対象外とする。なお、特	教材費 冊子 1千円/冊
	別教育の実施主体は問わない。 (注 2) 支援対象となる教材費とは、特別教育を行うために事業者が購入した DVD 及び冊子の購入経費とする。 (注 3) 主な支援対象として、今回の支援事業を契機として新たにテールゲートリフターを導入する事業者を想定しているが、事業期間前に既にテールゲートリフターを導入している場合でも、第 2 条に定める支援対象者となる場合は支援対象となる。	
(3) 女性ドライ	事業期間に実施した女性ドライバーの働きや	施設・設備等の整備に係る経費の 2/3
バーが働き	すさにつながる施設・設備等の整備に係る経	を補助(千円未満の端数切捨)
やすい職場	費	【上限額】200 万円/事業者
環境整備	例)・女性用のトイレ、更衣室、休憩室、シャ ワー室・ロッカー等の設置	
	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	
	・女性用のトイレの洋式化 等 (注 1) 助成対象となる設備等は女性専用で使用するものとし、明確に女性専用であることが分かるようにすること。 (注 2) 整備とは、新設工事又は改修工事を行うことをいう(工事に伴う設計も含む)。 (注 3) 原則として、助成対象事業者の女性ドライバー以外(男性従業員やグループ企業の従業員等)が使用する共用設備は対象外とする(ただし、原則では支援対象とならないものでも、それが女性ドライバーの確保や職場環境の向上につながると客観的に認められるものであれば支援対象となる場合があるため、必要に応じて支援金センターに確認すること。)。	

の導入

(4) 環境対応車 事業期間に導入した環境対応車等に係る以下 の経費

> ①電気トラックの導入経費 (通常車両との基準価格差)

②電気自動車用充電設備等の導入経費 (工事費用含む)

③ハイブリッドトラック及び天然ガストラッ クの導入経費

(通常車両との基準価格差)

(注) 公益社団法人全日本トラック協会の「環境対応 車導入促進助成事業実施要領」の定義を適用し、補助 対象車両は環境省、経済産業省、国土交通省連携事業 の「商用車の電動化促進事業 (トラック)」及び環境省 の「環境配慮型トラック・バス導入加速事業」の対象 型式一覧を適用する。

①基準価格差の 10/10 (千円未満の端数切捨)

【上限台数】10台/事業者

種別	車両総重量	上限額
電気トラック	2.5 トン超	1,250 万円

②導入経費の 3/4

(千円未満の端数切捨)

【上限台数】10 台/事業者

種別	上限額
急速充電設備(50Kw 以上)	450 万円
急速充電設備(50Kw 未満)	324 万円
普通充電設備	135 万円

③基準価格差の 10/10 (千円未満の端数切捨)

【上限台数(各種別)】10台/事業者

最大積載量 種 別 上限額 2 トンクラス 77 万円 ハイブリッ ドトラック 4 トンクラス 300 万円 天然ガスト ラック(使 2 トンクラス 用過程車の 73 万円 改造車を含 む)

<備考>

- ・上記支援金額等は、広島県の「物流生産性向上等支援事業補助金交付要綱」に基づき設定している。
- ・いずれについても、消費税及び地方消費税を除いた額を対象とする。
- ・支援金額については、導入や予算枠の状況により、申請額から減額する場合がある。

対象事業	添付書類	備考
(1) テールゲート	① 物流生産性向上等支援事業支援金交付申請	(注 1) 手形(自振手形に限る) によ
リフターの導	書兼誓約書(別記様式第1号)	る導入の場合、手形決済完了後に当
入	② 第1条に規定する運送事業の許可書の写	座から引き落とされた証明(当座勘
	③ テールゲートリフター導入内訳書(別紙1)	定照合等)を添付すること。なお、申
	④ テールゲートリフター装着証明書(別紙2)	請期限を越えて決済される手形に
	⑤ 取付車両に係る、出力された自動車検査証記	よる導入は補助対象とならない。
	録事項の写(事業用に限る)。(移転登録している	(注 2) 提出書類によってテールゲ
	場合は、自動車検査証記録事項の写も添付する	ートリフターの取得価格が確認で
	こと。)	きない場合は、申請の受付はできな
	⑥ 取付車両の画像(正面から登録番号を識別で	₹3°
	きるように撮影したもの1枚、後方からテール	(注 3) 取付車両をリースや割賦で
	ゲートリフターの装着状況と登録番号が識別で	導入した場合で、リース契約書の
	きるように撮影したもの1枚。画像は原則カラ	写、割賦の場合は割賦契約書及び物
	ーとする。)	件受領書等の写に、商品名、型式、
	⑦ 納品書又は請求書の写(必ず、商品名、型式、	数量、単価、金額、年月日、車輌の
	数量、単価、金額、年月日、車輌の登録番号が記	登録番号が記載されていない場合
	載されたもの)	は、それらが記載された任意様式の
	⑧ 領収証の写(振込金受取書等でも可) なお、リ	納品書を添付すること。
	ースの場合はリース契約書の写、割賦の場合は	
	割賦契約書及び物件受領書等の写を添付するこ	
	と。(転リース、転割賦の場合は、中間会社の契	
	約書の写を添付すること。)	
	⑨ 預金通帳口座名義記載ページの写(振込先確	
	認のため、金融機関の支店名が記載されたペー	
	ジも必要。ネットバンキングで通帳がない場合	
	は、振込先口座を確認できる各金融機関のホー	
	ムページ画面の画像を提出すること。)	
(2) テールゲート	① 物流生産性向上等支援事業支援金交付申請	(注) 事業者名の領収証等が確認で
リフター操作	書兼誓約書(別記様式第1号)	きない場合は、申請の受付はできな
者の特別教育	② 第1条に規定する運送事業の許可書の写	<i>γ</i> , ο
	③ テールゲートリフター操作者に対する特別	
	教育の実施に係る経費内訳書(別紙3)	
	④ 特別教育等研修受講証明書の写(事業所内で	
	特別教育を実施した場合はその記録)	
	⑤ 領収証の写(振込金受取書等でも可)	
	⑥ 預金通帳口座名義記載ページの写(振込先確	

	認のため、金融機関の支店名が記載されたペー	
	ジも必要。ネットバンキングで通帳がない場合	
	は、振込先口座を確認できる各金融機関のホー	
	ムページ画面の画像を提出すること。)	
(3)女性ドライバ	① 物流生産性向上等支援事業支援金交付申請	(注 1) 別紙4に記載された事業の
ーが働きやす	書兼誓約書(別記様式第1号)	目的が、女性ドライバーの働きやす
い職場環境整	② 第1条に規定する運送事業の許可書の写	さにつながると認められない場合
備	③ 女性ドライバーの働きやすさにつながる施	は、申請の受付はできない。
	設・設備等の整備報告書(別紙4)	(注 2) 手形(自振手形に限る) によ
	④ 女性ドライバーの働きやすさにつながる施	る場合、手形決済完了後に当座から
	設・設備等の整備に係る経費内訳書(別紙5)	引き落とされた証明(当座勘定照合
	⑤ 施設・設備等の状況が分かる画像(事業実施	等)を添付すること。なお、申請期限
	前後の状況が分かるもの各1枚。画像は原則カ	を越えて決済される手形による導
	ラーとする。)	入は補助対象とならない。
	⑥ 領収証の写(振込金受取書等でも可)	(注 3) 「物流生産性向上等支援事業
	⑦ 預金通帳口座名義記載ページの写(振込先確	支援金センター」による現地確認を
	認のため、金融機関の支店名が記載されたペー	実施する。
	ジも必要。ネットバンキングで通帳がない場合	
	は、振込先口座を確認できる各金融機関のホー	
	ムページ画面の画像を提出すること。)	
(4)環境対応 環	① 物流生産性向上等支援事業支援金交付申請	(注 1) 手形(自振手形に限る) によ
車の導入 境対	書兼誓約書(別記様式第1号)	る導入の場合、手形決済完了後に当
応車	② 第1条に規定する運送事業の許可書の写	座から引き落とされた証明(当座勘
7	③ 環境対応車導入内訳書(別紙 6)	定照合等)を添付すること。なお、申
	④ 出力された自動車検査証記録事項の写(事業	請期限を越えて決済される手形に
	用に限る)。(移転登録している場合は、自動車検	よる導入は補助対象とならない。
	査証記録事項の写も添付すること。)	(注2) 電気、ハイブリッド、天然ガ
	⑤ 車両の画像(正面から登録番号を識別できる	ス(CNG)の判別は、自動車検査証
	ように撮影したもの1枚。画像は原則カラーと	記録事項の燃料欄、備考欄の記載内
	する。)	容によって協会が決定する。
	⑥ 領収証の写(振込金受取書等でも可)。なお、	
	リースの場合はリース契約書の写、割賦の場合	
	は割賦契約書及び物件受領書等の写を添付する	
	こと(転リース、転割賦の場合は、中間会社の契	
	約書の写を添付すること。)。	
	⑦ 預金通帳口座名義記載ページの写(振込先確	
	認のため、金融機関の支店名が記載されたペー	
	ジも必要。ネットバンキングで通帳がない場合	

	は、振込先口座を確認できる各金融機関のホー	
	ムページ画面の画像を提出すること。)	
電	① 物流生産性向上等支援事業支援金交付申請	(注 1) 手形(自振手形に限る) によ
気白	書兼誓約書(別記様式第1号)	る導入の場合、手形決済完了後に当
動	② 第1条に規定する運送事業の許可書の写	座から引き落とされた証明(当座勘
気自動車用充電設備	③ 電気自動車用充電設備等導入内訳書(別紙	定照合等)を添付すること。なお、申
充電	7)	請期限を越えて決済される手形に
設備	④ 充電設備の画像(設備を前後から撮影したも	よる導入は補助対象とならない。
等	の各1枚。画像は原則カラーとする。)	(注 2) 「物流生産性向上等支援事業
	⑤ 領収証の写(振込金受取書等でも可)。なお、	支援金センター」による現地確認を
	リースの場合はリース契約書の写、割賦の場合	実施する。
	は割賦契約書及び物件受領書等の写を添付する	
	こと(転リース、転割賦の場合は、中間会社の契	
	約書の写を添付すること。)。	
	⑥ 預金通帳口座名義記載ページの写(振込先確	
	認のため、金融機関の支店名が記載されたペー	
	ジも必要。ネットバンキングで通帳がない場合	
	は、振込先口座を確認できる各金融機関のホー	
	ムページ画面の画像を提出すること。)	
 	・壬七フ坦人 エム書編で、初さ仏師とフェルパー	. To the same of t

※ 支援金の種別が重複する場合、添付書類の一部を省略することができるので、事前に「物流生産性向 上等支援事業支援金センター」に確認すること。